

参考資料

平成22年5月17日
厚生労働省保険局

目 次

○ 後期高齢者医療制度に係る現内閣の方針等について	2
○ 高齢者医療制度改革会議これまでの経緯	5
○ 新たな制度のあり方に関する各委員の意見の概要等	6
○ 65歳以上の高齢者は国保又は被用者保険に加入し、高齢者の医療給付費を公費、 高齢者の保険料・現役世代の保険料で支える仕組みとした場合の財政影響	9
・ 現行制度の財源構成について	10
・ A案、B案、C案の財政試算	11
・ 被用者保険の被保険者及び被扶養者の取扱いについて	20
・ 被用者保険の被保険者及び被扶養者の人数について	21
○ 運営主体のあり方等について	23
○ 論点と各委員の主な御意見等	27
・ 費用負担のあり方に関する論点と各委員の主な御意見	27
・ 保険料・給付・医療サービス等のあり方に関する論点と各委員の主な御意見	31

後期高齢者医療制度に係る現内閣の方針等について

○ 平成21年10月26日 第173回臨時国会 鳩山内閣総理大臣所信表明演説(抄)

後期高齢者を年齢で差別する後期高齢者医療制度については、廃止に向けて、新たな制度の検討を進めてまいります。

○ 三党連立政権合意書(抄)

後期高齢者医療制度は廃止し、医療制度に対する国民の信頼を高め、国民皆保険を守る。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。

○ 「民主党マニフェスト2009」(抄)

21. 後期高齢者医療制度を廃止し、国民皆保険を守る。

【政策目的】

- ・ 年齢で差別する制度を廃止して、医療制度に対する国民の信頼を高める。
- ・ 医療保険制度の一元的運用を通じて、国民皆保険制度を守る。

【具体策】

- ・ 後期高齢者医療制度・関連法は廃止する。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。
- ・ 被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的運用を図る。

○ 民主党マニフェストの工程表(抄)

後期高齢者医療制度廃止等

平成22年度～平成25年度 財源を確保しつつ、順次実施

○ 平成21年11月12日 第173回臨時国会 長妻厚生労働大臣所信表明演説(抄)

- ・ 後期高齢者医療制度につきましては、これを廃止します。廃止後の新たな制度のあり方を検討するため、私が主宰する「高齢者医療制度改革会議」を設置しました。
- ・ 高齢者をはじめ様々な関係者の御意見をいただきながら、具体的な制度設計の議論を着実に進め、一期四年の中で、国民の納得と信頼が得られる新たな制度への移行を実現します。

検討に当たっての基本的な考え方について

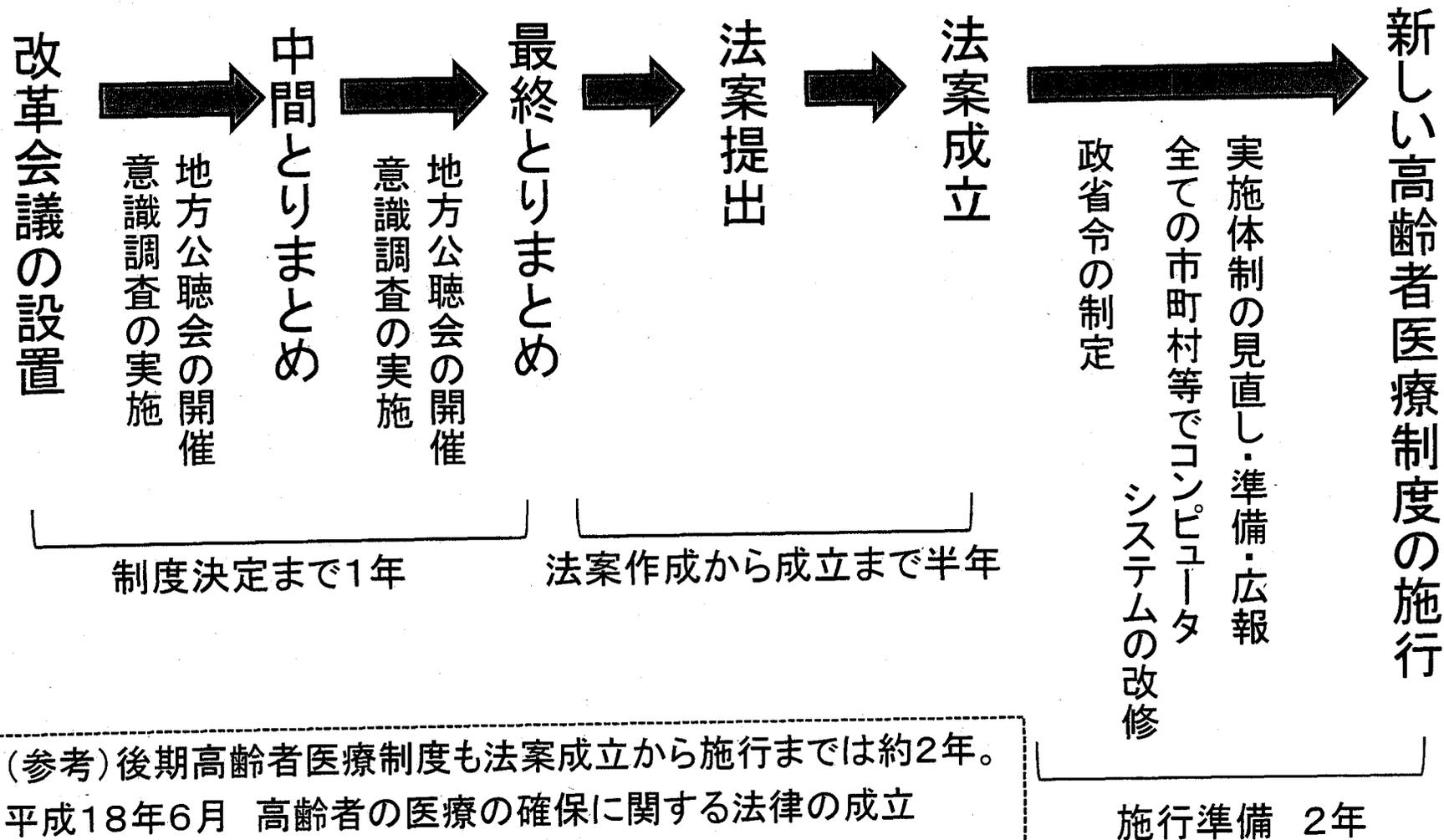
※平成21年11月30日開催の第1回高齢者医療制度改革会議において、長妻厚生労働大臣より示された基本的な考え方

新たな制度のあり方の検討に当たっては、以下を基本として進める。

- ① 後期高齢者医療制度は廃止する
- ② マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する
- ③ 後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする
- ④ 市町村国保などの負担増に十分配慮する
- ⑤ 高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする
- ⑥ 市町村国保の広域化につながる見直しを行う

新しい高齢者医療制度の創設までのスケジュール(見込み)

平成21年11月 平成22年夏 平成22年末 平成23年1月 平成23年春 平成25年4月



(参考)後期高齢者医療制度も法案成立から施行までは約2年。
平成18年6月 高齢者の医療の確保に関する法律の成立
平成20年4月 後期高齢者医療制度の施行

高齢者医療制度改革会議 これまでの経緯

第1回(11月30日) 総括的なフリーディスカッション①

第2回(1月12日) 総括的なフリーディスカッション②

第3回(2月9日) 制度の基本的枠組み及び運営主体のあり方

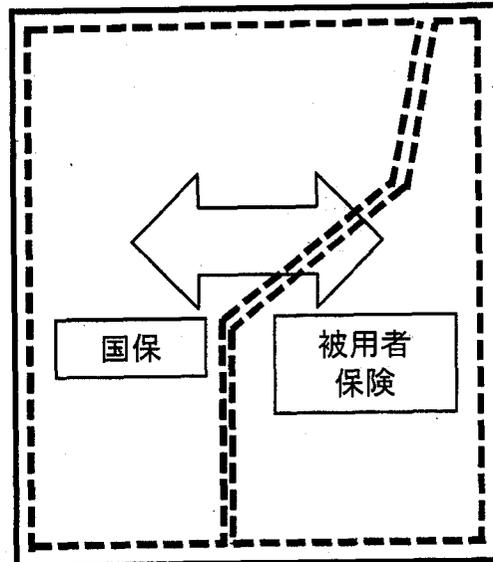
第4回(3月8日) 費用負担のあり方

第5回(4月14日) 保険料、給付、医療サービス等のあり方

新たな制度のあり方に関する各委員の意見の概要等

1: 年齢構成・所得構成でリスク構造調整を行った上で、都道府県単位で一本化する案【池上委員】

- 医療保険全体で、各保険者の保険加入者の年齢構成(5歳階級毎の一人当たり医療費の差)・所得構成の相違による保険料負担の格差を調整する財政調整を、制度ごとに導入。
- 財政調整を進めつつ、医療保険の統合を以下のとおり段階的に行う。
 - ① 後期高齢者医療制度に代わる「地域医療保険」を創設(広域連合が運営)。ただし、現役で働く高齢者とその家族は被用者保険に継続加入。市町村国保は都道府県内で賦課方式を統一し、一般会計からの繰入れを廃止した上で、財政調整を進める。健保組合・共済は、それぞれ全国単位で財政調整を進め、都道府県単位で支部を設置。
 - ② 「地域医療保険」と「協会けんぽ」を統合。市町村国保を都道府県単位で統合。健保組合・共済を都道府県単位で統合・再編。
 - ③ 全ての保険者を都道府県単位で一本化



(主なメリット)

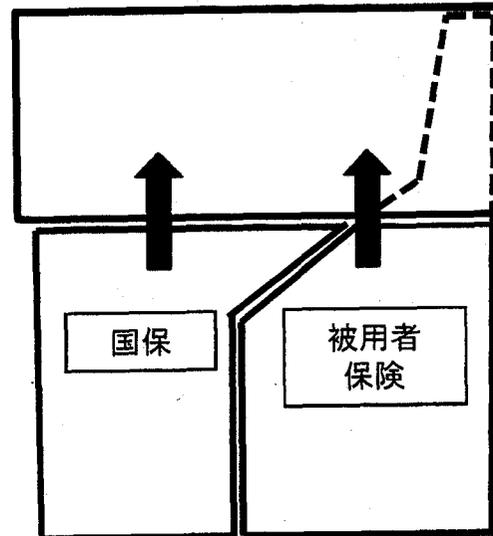
- 年齢による区分がない。
- 運営責任が明確。
- 高齢者であっても、サラリーマン及びその被扶養者は、被用者保険に加入するという合理的な仕組みとなる(第一段階)。

(主な論点)

- 被用者保険を都道府県単位に分割・統合すること等について、企業や同種同業の連帯を基礎とした健保組合等をどのように位置づけるか。
- 「地域医療保険」と被用者保険である協会けんぽを統合することについて、どのように考えるか。
- 自営業者とサラリーマンでは所得捕捉の状況が異なる中で、国保と被用者保険では保険料の算定方法が異なっているが、これをどのように統合するのか。

2: 一定年齢以上の「別建て」保険方式を基本とする案【対馬委員(健保連)】

- 65歳以上の高齢者を対象に前期・後期の区別のない一つの制度とする。
- 費用負担や運営責任を明確化するために、「別建て」の制度とした上で、高齢者の医療費を若年者が支える仕組みとする。
- 現役で働く高齢者とその家族については、若年者の各制度への継続加入を検討。
- 運営主体については、都道府県単位を念頭に、行政から独立した公法人が保険者を担う。



【65歳以上の高齢者を一つの制度とした場合】

(主なメリット)

- 若年者と高齢者の負担ルールや運営責任が明確。
- 高齢者間において、所得に応じた公平な保険料負担。

(主な論点)

- 「年齢で区分するという問題を解消する制度とする」との関係について、どのように考えるか。

※ 「65歳」は、介護や年金等との関係から理解が得られやすいのではないかと。

【現役で働く高齢者とその家族について、若年者の各制度へ継続加入させることとした場合】

(主なメリット)

- 高齢者であっても、サラリーマン及びその被扶養者は、被用者保険に加入するという合理的な仕組みとなる。

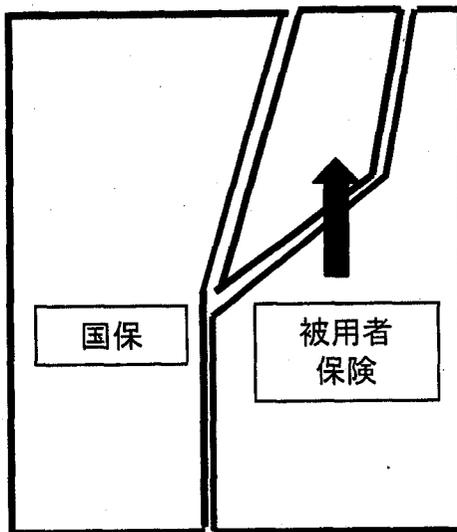
(主な論点)

- 「地域保険としての一元的運用」との関係について、どのように考えるか。
- 現在の制度では同じ都道府県内で高齢者の保険料の公平が図られていることについて、どのように考えるか。

新たな制度のあり方に関する各委員の意見の概要等

3: 突き抜け方式とする案【小島委員(連合)】

- 被用者保険の退職者は、国民健康保険に加入するのではなく、被用者保険グループが共同で運営する新たな制度(「退職者健康保険制度」(仮称))に引き続き加入。
- 対象者は、被保険者期間が通算して一定期間(例えば25年)を超える退職者とその扶養家族とする。
- 運営主体は、全被用者保険の代表者及び労使代表者で構成する管理運営機関とする。
- 市町村国保と高齢者医療は都道府県単位に広域化し、国保連合会、後期高齢者医療広域連合と一体的な運用を図る。
- 現役で働く高齢者とその家族については、若年者の各制度に継続加入。



(主なメリット)

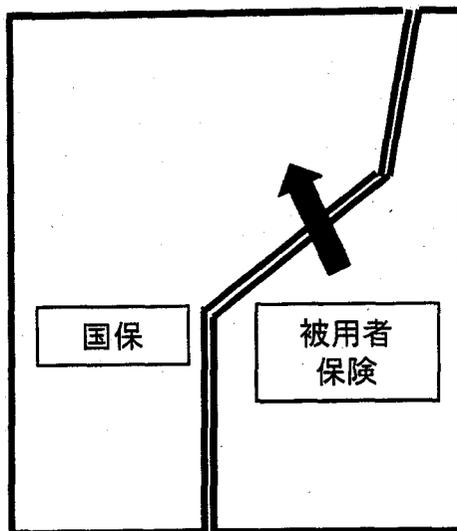
- 年齢による区分がない。
- 運営責任が明確。
- 被用者グループ内での助け合いとすることで、若年被用者の納得を得られやすい。(若年者と高齢者の負担ルールが明確)

(主な論点)

- 高齢者が職域保険と地域保険に加入することとなるが、「地域保険としての一元的運用」との関係について、どのように考えるか。
- 現在の制度では同じ都道府県内で高齢者の保険料の公平が図られていることについて、どのように考えるか。
- 従来より指摘されている以下の課題について、どのように考えるか。
 - ・ 市町村国保が負担増となる点
 - ・ 就業構造が流動化している中、高齢期においても被用者・非被用者を区分する点

4: 高齢者医療と市町村国保の一体的運営を図る案【宮武委員】

- 都道府県単位の国民健康保険を創設し、定年退職者等を迎える。現役で働く高齢者とその家族については、若年者の各制度に継続加入。
- 市町村国保の運営を都道府県単位に広域化し、都道府県が市町村との役割分担の下に、高齢者を含めて一体的に運営する仕組み。
- 若人の国保の保険料についても、都道府県単位でできるだけ統一(地域ブロック別の賦課方式等を含む)。



(主なメリット)

- 年齢による区分がない。
- 運営責任が明確。
- 財政運営の安定化を図ることができる。
- 高齢者間において、所得に応じた公平な保険料負担。
- 高齢者であっても、サラリーマン及びその被扶養者は、被用者保険に加入するという合理的な仕組みとなる。

(主な論点)

- 高齢者医療と市町村国保の一体的運営のあり方について、保険料の設定など具体的にどのように考えるか。
- 現在の後期高齢者医療制度、前期高齢者に係る財政調整、市町村国保については、それぞれ財源や仕組みが異なる中で、どのような財政運営の仕組みを設けることが適切か。

4案における新たな制度への移行方策について

	平成25年4月時点の制度の概要	将来的な各保険制度の概要
<p>年齢構成・所得構成でリスク構造調整を行った上で、都道府県単位に一本化する案 【池上委員】</p>	<p><後期高齢者医療制度の対象者の加入制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに創設される「地域医療保険」に加入 ・ ただし、現役サラリーマン及びその被扶養者は被用者保険に加入し、75歳以上の方(現役サラリーマンを除く)に扶養される75歳未満の方は「地域医療保険」に加入 <p><当該制度の運営主体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織を強化した広域連合 <p><国保・健保組合・共済></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村国保は、都道府県内での賦課方式の統一、一般会計からの繰入れの廃止を行い、財政調整を進める ・ 健保組合・共済は、それぞれ全国単位で財政調整し、都道府県単位で支部を設置 	<p>【国保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の賦課方式の統一、一般会計からの繰入れの廃止を行った上で、市町村国保間のリスク構造調整を開始 <p>【協会けんぽ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域医療保険」と統合 <p>【健保組合・共済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県単位化された保険者から順に「地域医療保険」とのリスク構造調整を開始 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>全ての保険者が都道府県単位で「地域医療保険」に統合一本化。この間に税・社会保障の番号制度の導入より所得捕捉・保険料賦課方式の統一、被扶養者に係る保険料負担の公平化等の課題に対処</p>
<p>一定年齢以上の「別建て」保険方式を基本とする案 【対馬委員】 (健保連)</p>	<p><後期高齢者医療制度の対象者の加入制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の高齢者を対象とする別建ての新たな制度に加入 ・ ただし、被用者保険の被保険者及び被扶養者は、被用者保険に加入するかどうか検討 <p><当該制度の運営主体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県単位の行政から独立した公法人(保険者)が運営 	<p>【国保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域化等により財政安定化 <p>【協会けんぽ・健保組合・共済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度と同様
<p>突き抜け方式とする案 【小島委員】 (連合)</p>	<p><後期高齢者医療制度の対象者の加入制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被用者保険OBは、新たな制度(退職者健康保険制度)に加入(新制度発足後の対象者から順次加入することも検討。) ・ 被用者保険の被保険者及び被扶養者は被用者保険に加入 ・ 上記以外の方は、国保に加入することとし、国保の広域化を推進 <p><当該制度の運営主体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職者健康保険制度は、各被用者保険が協会けんぽに運営を委託 	<p>【国保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県単位の公法人が運営(平成25年4月実施も視野) <p>【協会けんぽ・健保組合・共済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度と同様 <p>【退職者健康保険制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被用者保険の代表による管理運営機関を設置し、実務を協会けんぽに委託。
<p>高齢者医療と市町村国保の一体的運営を図る案 【宮武委員】</p>	<p><後期高齢者医療制度の対象者の加入制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国保に加入 ・ 被用者保険の被保険者及び被扶養者は、被用者保険に継続して加入 <p><当該制度の運営主体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の国保の財政運営は都道府県 ・ 65歳未満の国保についても、都道府県及び市町村の判断により、上記と併せて都道府県による財政運営を可能とする 	<p>【国保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳未満の国保についても、すべての都道府県において、都道府県が運営 <p>【協会けんぽ・健保組合・共済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度と同様